

「優生手術記録開示を」

70代女性ら県に申し入れ

障害者や遺伝性疾患のある人の不妊手術や中絶を認めていた旧優生保護法に基づき、不妊手術を強要された県内の70代女性や支援者が1日、県に対して、女性が手術を受けたことを記録している当時の公文書を探し出すよう申し入れた。

00人が対象になった。96年に母体保護法に改正され、優生思想に関連する規定が削除された。

手術を受けた62年度の記録は見つからないものの、翌年度以降の記録はあると回答している。

女性は県内出身。父親が病弱で、母が行商などで家計を支えていた。中学3年の1年間、軽度知的障害児入所施設に入所。退所後は「職業に預けられ、住み込みで働いたが、16歳の時に強制的に不妊手術をさせられた。女性はその後、心身の不調に苦しんできたという。

女性は97年以降、県に対して手術を受けた記録を開示するよう求めてきた。県は女性が

女性はこの日、県の担当者に記録を捜し出すよう申し入れ、「大事な体を傷つけられ、体調も悪い。やりたい夢もあったのに。私の人生を返してほしい」などと訴えた。

この日、女性と県議会有志との意見交換会もあり、ほほすべての会派の議員が出席した。県議会は国に、実態調査や被害者救済を求める意見書の提出を検討する。【川口裕之

「強制的に不妊手術」 県へ資料開示求める

70代被害女性

知的障害を理由に約50年前、旧優生保護法に基づく不妊手術を強制的に受けさせられたとして、県内に住む70代の無職女性が1日、手術に関する資料の開示を県に申し入れた。

1948年施行の旧優生保護法は「不良な子孫の出生防止」を目的に、本人の同意を得ずに知的障害者に不妊手術を施すことを認めていた。女性は10代後半だった63年ごろ、事情が分からないまま診療所に連れて行かれ、卵管を縛って妊娠できなくする手術を受けさせられたという。

女性は「子どもを生む夢や希望を奪われ、何十年も苦しんできた。名乗り出していない被害者を救済するためにも、実態解明を進めてほしい」と述べた。